

## 公募 Q&A 集

### 1. 調査研究内容に関して

#### (1) 検討会の開催

**Q** 会議出席者の旅費について、都道府県警察担当者ほどの地域を想定すれば良いか。

**A** 北海道東北（1道県）、関東北陸（4都県）、中部近畿（1府県）、中国四国九州（1県）とし、1都道府県当たり1～2名程度を想定しています。

**Q** 会議の開催に必要な費用の中には会場も含まれるか、もしくは、提案者の所有する会場でも良いか。

**A** 費用効率化の観点から、ご提案者殿の会場が望ましいですが、出席者のご都合等により、外部の貸会議室を想定して頂くことも可能です。

### 2. システム開発の要件検討

#### (1) 画像認識技術を用いた交通規制情報自動収集技術の要件

**Q** 103種別に優先順位をつけてもよいか。

**A** 効率的な業務推進に資する内容であればご提案下さい。

**Q** 標識の画像認識率に言及する必要があるか。

**A** あります。樹木の繁茂等の外乱要因についても考慮されることを期待します。

#### (2) 交通規制情報データベースの要件

**Q** 地図の違いにかかわらず、簡易に管理できる仕様を検討とは、地図による違いは、地図メーカーに依存するところが大きいため、簡易に管理できる仕様のみを検討で良いか。

**A** 地図メーカーに拠らず使用できる要件・仕様をご検討下さい。

#### (3) 照合・評価の技術要件

**Q** 収集する交通規制情報は47都道府県全て行うのか、または、エリア限定か。

**A** 調査研究の要件検討のために照合する交通規制情報を準備可能な都道府県の中から必要なエリアを選定する予定としています。ただし、可能であれば47都道府県のデータが収集できることが望ましいものと考えます。

- Q** 照合は、47 都道府県全て行うのか、または、エリア限定か。  
47 都道府県では対応しきれないのでエリア限定でないと難しい。
- A** 照合は、今回の事業期間や予算の範囲内で可能なご提案を頂くことを基本とします。収集・照合の対象としたエリアで実施することを想定しています。
- Q** 「警察庁保有の交通規制情報」と「都道府県警保有の交通規制情報」の比較に加えて、「画像認識技術で収集した交通規制情報」との比較も対象となるか。
- A** 「画像認識技術で収集した交通規制情報」と「標準フォーマット形式の交通規制情報」の比較、「画像認識技術で収集した交通規制情報」と「都道府県警察独自形式の交通規制情報」の比較が対象となります。

#### (4) 標示の摩耗状況を確認する機能要件

- Q** 技術要件として、摩耗状況を判定する要素技術の検討まででよいか。
- A** 摩耗状況を判定する要素技術に加え、ウ) 項の照合時に、照合できない理由が摩耗であることを判定できる機能の検討までを想定しています。

#### (5) 簡易な登録機能の要件

- Q** 現状調査及び意見収集は、47 都道府県全て行うのか、または、指定先若しくはエリア限定か。
- A** 現状調査及び意見収集は、47 都道府県全てを想定します。

### 3. 検証環境の構築

- Q** 検証環境は、①画像認識技術の要件、②自動で交通規制情報の合致状況を評価する技術要件、③道路標示の摩耗状況を自動抽出する技術要件の3要件で良いのか。また、検証環境を構築とは、上記3要素に対する検証のためのシステムを構築して技術比較を行うべきか。  
『複数の技術を比較して技術検討を行う』とは公知化されている画像認識技術と今回弊社が取り組む画像認識技術の比較でよいか。
- A** 現実の環境下における気象条件、日照・照度、外乱要因等を踏まえて出来るだけ多くの技術を比較できる環境構築を期待しています。

### 4. 導入に必要となるコスト試算及び現行システムとの比較検討

- Q** 「現行システムとの比較検討」とあるが、この現行システムについての記載項目がないが、何をさすのか（業務内容説明にも具体の記載が無い）。
- A** 現行システムとの比較検討とは、2)オ)における現状調査を踏まえて、人手による登録業務の改善等のシステム導入の費用対効果等の観点から比較検討していた

だくことを想定しています。

## 5. モデルシステム仕様書案の作成

### (1) 評価用交通規制情報データベース

- Q** 「民間事業者が保有する位置情報が付加された交通規制情報を購入し」とあるが、購入先は任意に選定できるのか。
- A** 購入先の指定はありません。ただし、次年度以降に実施を予定しているモデル事業が適切に実施できるように位置情報を付加した交通規制情報を保有している会社等から交通規制情報を購入していただく必要があります。
- Q** 「評価用交通規制情報データベースを作成し、納入する」ことは、プログラムの納入ではなく、データベースのみを作成し、納入するということでしょうか。
- A** データベースと、その閲覧が可能なビュー及び評価用交通規制情報データベースを作成する際に開発したプログラムまでを想定しており、データベースソフトウェアの納入は含みません。

### (2) 仕様書案の作成

- Q** モデルシステムの仕様書案の作成範囲はどこまでか。  
例として仕様書のみ、要件定義書、詳細設計書のどの段階まで作成するのか。
- A** 次年度の調査研究で使用するモデルシステムを発注することが可能なシステム構成、機能要件等の要件定義書等の仕様書を想定しています。

## 6. その他の事項に関して

- Q** 公益財団法人の場合、再委託は可能か。
- A** 再委託は可能です。なお、再委託費は、委託先との契約総額の50%未満として頂くこと等が必要です。詳細は <https://www.nedo.go.jp/content/100906434.pdf> をご確認下さい。
- Q** 2社JVで応募する場合、調査体制図は、それぞれの社ごとに作成する必要があるのか。または、2社JVで統合して作成して良いのか。
- A** 調査体制図は、2社統合して、相互の役割分担等が分かるようにして下さい。
- Q** 調査に関する業務実績とは、SIP第1期、第2期で実施した調査研究の業務実績をいうのか。それともテーマである自動運転に関連する業務実績をいうのか。  
また、業務実績を記載するとき、当時の業務実施者が本業務に携わることが必要か。または、企業としての実績でも良いか。
- A** 「6. 調査実績」欄は、貴社法人の本調査研究に関する専門性が分かる調査実績を挙げて下さい。なお、挙げて頂く実績は、SIP第1期、第2期に限定せず、また

当時の業務実施者が本調査に携わることは必須ではありません。

一方、「8. (2) 業務管理者及び実施者の調査に関する業務実績について」欄には、本調査研究に携わる業務管理者、業務実施者の本調査研究に関する専門性が分かる業務実績をご記入下さい。

**Q** 統括責任者は、調査に関する業務実績を記載しなくても良いのか。

**A** ご記入頂く必要はありませんが、ご記入を妨げるものでもありません。

**Q** 本事業での納品物は「画像認識技術」を使用したアウトプット（検証結果）のみであり、「画像認識技術自体」は納品物に当たらないと認識しているが、その理解が良いか。

**A** 「画像認識技術」は検証環境の構築には必要ですが、納入物には含みません。  
なお、その他の納品物は仕様書に記載のとおりです。

以上